

【宇都宮市防災協力事業所登録制度 Q&A】

Q 1 『防災事業所等登録制度』とは、どのような制度なのですか。

A 1 地域貢献の一環として、事業所等が保有する施設、資機材、組織力等の防災能力や資源の提供を受けることにより、地域防災力の強化を図ることを目的とした登録制度です。

大規模災害時（地震災害、台風、集中豪雨その他の風水害など）には、登録した協力項目について、事業所の本来の業務に支障のない範囲で、自主的に支援していただきます。（活動の費用等については、基本的に事業所の負担となります。）

Q 2 登録するための手続きを教えてください。

A 2 登録を希望する事業所等は、防災協力事業所登録届出書に必要事項を記入のうえ、届出していただくことになります。市で内容等を審査した後、名簿に登録されます。登録後に、事業所に対して登録証が交付されます。

また、登録していただける事業所については、事業所や提供していただける資機材、物品及び避難所スペース等を参考資料として写真等を届出書に添付していただくことがあります。

Q 3 「人的な協力」について教えてください。

A 3 災害発生時に事業所の従業員又は社員が応急処置や救助活動を地域住民と一緒に行うことです。また、技術者などの派遣も含まれます。

Q 4 「物的な協力」について教えてください。

A 4 災害発生時に毛布やタオル、インスタント食品、飲料水等を被災している地域住民に提供することです。

Q 5 「避難所等の提供」について教えてください。

A 5 災害発生時に一時的な避難所として、事業所の敷地、駐車場、会議室等を地域住民に提供することです。

Q 6 物的協力の中の「資機材の提供」について教えてください。

A 6 災害発生時に事業所で所有する、発電機やショベルカー、ジャッキ等を地域で行う防災協力活動に使用することです。

Q 7 いつでも協力できる体制でなければ、登録できないのでしょうか。

A 7 事業所の自発的かつ可能な範囲での防災協力活動となります。

Q 8 災害時に地域貢献をしたいのですが、資機材や避難所として利用できる敷地等がない場合でも登録できますか。

A 8 事業所の従業員数に関係なく、応急処置や救助作業等を地域住民と協力して実施していただくことで、「人的な協力」として防災協力事業所に登録することが可能です。

Q 9 登録した場合の活動範囲について教えてください。

A 9 活動範囲については、事業所が本来の事業に支障とならない範囲（地域）での協力をお願いします。

Q 10 登録に際し、研修や講習を受ける必要があるのですか。

A 10 特に研修や講習を受ける必要はありません。

Q 11 登録後、防災訓練等に参加しなければいけないのですか。

A 11 平常時において、可能な範囲で、地域の防災訓練や地域活動への参加をお願いします。

Q 12 登録した場合、事業所にどのようなメリットがあるのですか。

A 12 市ホームページや広報紙等で、事業所名を防災協力事業所として掲載し、広報させていただきます。

Q 13 例えば、「〇〇〇株式会社は宇都宮市防災協力事業所として登録しています。」等の広告や名刺での活用をしてもよいでしょうか。

A 13 基本的には広告などをして頂いても結構です。ただし、広告内容等については、事前に相談をお願いします。

Q 14 災害が発生した場合、活動する期間を教えてください。

A 14 事業所等が協力する期間は、大規模災害の発生した日から事業所等の本来の業務に支障のない日までの期間となります。

Q 15 災害時の協力活動に関する費用については、自己負担となるのでしょうか。

A 15 登録制度がボランティア精神に基づくものであることから、原則は事業所の負担となります。

Q 16 登録後に事業所の所在地や名称等が変わった場合はどうすればよいのでしょうか。

A 16 登録の届出同様に変更届で変更部分を届け出させていただくことになります。

Q 18 都合により、事業所の登録を取り止める場合はどのようにすればよいのでしょうか。

A 18 登録の抹消届出が必要となります。詳しくは危機管理課に御連絡ください。

Q 19 協同組合や協会などが宇都宮市と協定を既に締結している場合は、その組合や協会などに加入（加盟）している事業所等は登録することができないのでしょうか。

A 19 あくまでも本制度は、個々の事業所等を登録単位としていますので、登録し防災協力活動をすることはできます。